

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)平成29年度第1四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	庁内情報利用パソコン等(環境局)一式借入	事務用品賃貸	富士通リース(株)	3,473,712円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	圧縮天然ガス(単価契約)1	高圧ガス	小浦石油(株)	基本単価 120.0円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-
3	圧縮天然ガス(単価契約)2	高圧ガス	タイガー石油(株)	基本単価 120.6円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-
4	圧縮天然ガス(単価契約)3	高圧ガス	タカタエナジー(株)	基本単価 115.2円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	利用する充填施設の経営者であるため	-

随意契約理由書

1 案件名称

庁内情報利用パソコン等（環境局）一式 借入

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

本契約で使用する機器は、平成 25 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで 4 年間契約し、使用してきたものであるが、当初契約時に新造品を導入していること、また、使用量が少なくこれまで大きな故障もなかったこと、併せて契約の相手方である富士通リース株式会社より引き続いて 1 年間の再リースにあたり保守対応が可能であるとの返答を受けたことから、使用に支障が無いと判断した。

また、現有機を継続して賃貸借した方が、新たに契約を締結するよりも経済的に有利であり、本市の利益の増進につながると合理的に判断されるため、本機器所有者である上記業者と特名随意契約するものである。

なお、機器台数については見直しを行い、当時の借入台数より減少した台数で契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課

（電話番号 06-6630-3117）

随意契約理由書

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入 (単価契約)

2 契約相手方

小浦石油 (株)

3 随意契約理由

本案件は、中部環境事業センター出張所、城北環境事業センター、東部・南東部環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車及び公害発生源測定調査用等車両の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設 (東南環境事業センター敷地内) と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営している小浦石油 (株) と特名随意契約をする。

小浦石油 (株) 経営スタンド

- ・ 芦原橋エコ・ステーション (大阪市浪速区塩草 3-12-3)
- ・ 中環東大阪エコ・ステーション (東大阪市稲田三島町 3-7-1)

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3122)

随意契約理由書

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入 (単価契約)

2 契約相手方

タイガー石油 (株)

3 随意契約理由

本案件は、城北・東部・中部環境事業センター、東部環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車及び公害発生源測定調査等用車両の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設 (東南環境事業センター敷地内) と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営しているタイガー石油 (株) と特名随意契約をする。

タイガー石油 (株) 経営スタンド

・今福鶴見エコ・ステーション (大阪市鶴見区鶴見4-3-28)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3122)

随意契約理由書

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入 (単価契約)

2 契約相手方

タカタエナジー (株)

3 随意契約理由

本案件は、西北環境事業センター、西部環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車及び公害発生源測定調査用等車両の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設 (東南環境事業センター敷地内) と民間充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用することにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを運営しているタカタエナジー (株) と特名随意契約をする。

タカタエナジー (株) 経営スタンド

・西淀川エコ・ステーション (大阪市西淀川区大野 2-2-21)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3122)